別記様式第9（第11条関係）

常勤職員数報告書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年  １月１日現在 | | 行政執行法人名 | 作成責任者官職氏名 | |
| 職　　　　　員 | | | | 現在員数 |
| １．常時勤務に服することを要する職員 | | | |  |
| ２．１．以外で報告の対象となる職員 | | | |  |
|  | うち国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定による休職の処分を受けた者 | | |  |
|  | うち国家公務員法第82条の規定による停職の処分を受けた者 | | |  |
|  | うち行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第７条第５項の規定により休職者とされた者 | | |  |
|  | うち国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第２条第１項の規定により派遣された者 | | |  |
|  | うち国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第３条第１項の規定により育児休業をしている者 | | |  |
|  | うち国家公務員の育児休業等に関する法律第13条第１項に規定する育児短時間勤務職員（同法第22条の規定による勤務をしている者を含む。） | | |  |
|  | うち国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第２条第５項に規定する自己啓発等休業をしている者 | | |  |
|  | うち国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第２条第４項に規定する配偶者同行休業をしている者 | | |  |
| 合　　　　計 | | | |  |

備考１　２．の「１.以外で報告の対象となる職員」とは、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年政令第316号）第20条で定める者をいう。

２　２．の育児短時間勤務職員の現在員数については、１人の育児短時間勤務職員（１週間当たりの勤務時間が週19時間25分から週19時間35分までの範囲内の時間である者に限る。以下同じ。）が占める官職に、他の１人の育児短時間勤務職員を任用している場合には、２人として報告すること。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。